平成２４年（フ）第１９７号
群馬県太田市高林北町1941番地５　雇傭団地４―405号
債務者　山川　昭善
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５１８号
新潟市東区寺山３丁目５番１号
債務者　伊藤　正喜
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１９号
新潟市東区江南３丁目５番地36　三佐和ビル105号､前住所新潟市東区中島１丁目６番１―201号
債務者　田中　麻里
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２４号
新潟市中央区女池北１丁目15番５号、前住所新潟市東区月見町９番23号
債務者　高橋　芳孝
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２５号
新潟市中央区女池北１丁目15番５号、前住所新潟市東区月見町９番23号
債務者　高橋よし子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５６号
愛知県稲沢市稲島東１丁目120番地　グリーンハイム101
債務者　田中歩こと　金　　歩
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６２５号
大阪府和泉市幸３丁目６番49―203号
債務者　瀧　　葉子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３３号
大阪府泉佐野市旭町２番34号
債務者　中元ひろ子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４３号
大阪府和泉市池田下町2018番地の12
債務者　川﨑　　護
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６４６号
大阪府泉佐野市高松東１丁目10番８号
債務者　休井　忠夫
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
大阪府岸和田市春木若松町８番25―601号
債務者　光水木こと　南　佐知子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６４号
大阪府和泉市室堂町1071番地の11
債務者　山本　隆造
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６５号
大阪府和泉市室堂町1071番地の11
債務者　山本　由貴
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７６号
大阪府和泉市太町175番地の25
債務者　内田　景子（旧姓野間口）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
大阪府泉南郡熊取町若葉１丁目18番７号、前住所大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目323番地の１
債務者　前元　仁美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６８７号
大阪府岸和田市小松里町1073番地フローレンス202号、前住所大阪府岸和田市吉井町４丁目１番２―809号
債務者　上村智英子（旧姓青田）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６８８号
大阪府和泉市室堂町608番地の19
債務者　西形友花里
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係